

札幌市公衆浴場法施行細則（昭和47年規則第69号）新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（水質基準） 第9条 （省略） （1） （省略） （2） （省略） ア・イ （省略） ウ <u>大腸菌群</u>が1ミリリットル中1個以下であること。 エ （省略）	（水質基準） 第9条 （現行のとおり） （1） （現行のとおり） （2） （現行のとおり） ア・イ （現行のとおり） ウ <u>大腸菌</u>が1ミリリットル中1個以下であること。 エ （現行のとおり）	ふん便汚染を 捉える指標の 変更